

薬食発0317第6号

平成23年3月17日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長
地方厚生局長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第19号)」が、別添1-1、1-2のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)」(以下「法」という。法については別添2参照)の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものです。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件(平成23年厚生労働省告示第56号)」(以下「告示」という。)が、別添3のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から適用されました。

この告示は、薬事法第4条第1項に基づく薬局の開設の許可等に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に薬局を有する者等について、有効期間等を延長し、その満了日を平成23年8月31日とするものです。

これらに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮いただきますよう、お願いいたします。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 告示により有効期間の満了日を延長した許可等につきましては、別添4のとおりです。
- 2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益(法第3条第1項参照)に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができません(法第3条第3項)。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成23年3月11日から同年6月29日までの間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われません(法第4条第2項)。
- 2 薬事に関する法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおりです。

(1) 薬事法関係

- 薬局開設者による薬局に関する情報の報告(第8条の2)
- 薬局の休廃止の等の届出(第10条)
- 医薬品等の承認後の定期GMP調査、医療機器等の承認後の定期QMS調査(第14条第6項)
- 新医薬品、新医療機器等の再審査(第14条の4第1項)
- 医薬品、医療機器等の製造販売の届出(第14条の9第1項)
- 医薬品、医療機器等の製造販売の届出事項変更の届出(第14条の9第2項)
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による事業の廃止、休止、再開等に係る届出(第19条第1項)
- 医薬品、医療機器等の製造業者又は外国製造業者による休廃止・変更の届出(第19条第2項)
- 外国特例承認取得者の選任製造販売業者に関する変更の届出(第19条の3)

- 指定管理医療機器等の認証後の定期QMS調査(第23条の2第3項)
- 外国製造医療機器(認証)の選任製造販売業者に関する変更の届出(第23条の3第2項)
- 指定管理医療機器等の登録認証機関の業務の休廃止の届出(第23条の15)
- 医薬品の販売業の休廃止等の届出(第38条で準用する第10条)
- 高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の休廃止・変更の届出(第40条第1項で準用する第10条)
- 管理医療機器販売業及び賃貸業の休廃止・変更の届出(第40条第2項で準用する第10条)
- 医療機器修理業の休廃止・変更の届出(第40条の3で準用する第19条第2項)
- 生物由来製品の製造販売業者等における感染症定期報告(第68条の8第1項)
- 生物由来製品に関する記録又は保存の事務の委託に係る届出(第68条の9第6項)
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者等における副作用等の報告(第77条の4の2第1項)
- 特定医療機器に関する記録又は保存の事務の委託に係る届出(第77条の5第4項)
- 医薬品、医療機器の治験の計画の届出(第80条の2第2項)
- 総取扱い処方せん数等の届出(施行令第2条)
- 外国特例承認取得者に関する変更の届出(施行令第35条第1項)
- 販売先の変更の許可を受けた特例許可旧卸売一般販売業者の販売先等の変更等の届出(施行規則附則第16条で規定されている特例旧卸売一般販売業者に係る旧施行規則第144条第1項)
- 医薬品、医療機器等の軽微変更の届出(施行規則第48条第2項)
- 新医薬品、新医療機器の使用成績調査(施行規則第62条第3項)
- 新医療用医薬品の安全性定期調査(施行規則第63条第3項)
- 原薬等登録原簿の軽微変更の届出(施行規則第81条第2項)
- 指定管理医療機器等の軽微変更の届出(施行規則第118条第1項で準用する第48条第2項)
- 医薬品、医療機器の治験中の副作用等報告(施行規則第273条第1項及び第3項(医療機器については、施行規則第275条第1項の規定で準用する同施行規則第273条第1項))
- 放射性物質の盗取等の報告義務の一定期間不履行の免責(放射性医薬品の製造及び取扱規則第13条第1項)
- 放射性物質による汚染の除去等の報告義務の一定期間不履行の免責(放射性医薬品の製造及び取扱規則第13条第2項)

(2) 薬剤師法関係

- 薬剤師名簿の訂正(施行令第5条第1項)
- 薬剤師名簿の登録の消除(施行令第6条第2項)

(3) 毒物及び劇物取締法関係

- 毒物劇物取扱責任者の設置の届出(第7条第3項前段)
- 毒物劇物取扱責任者の変更の届出(第7条第3項後段)
- 毒物劇物営業者の氏名等の変更の届出(第10条第1項)
- 特定毒物研究者の氏名等の変更の届出(第10条第2項)
- 登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出(第21条第1項)
- 死亡又は消滅の際の登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出(第21条第4項において準用する第21条第1項)
- 業務上取扱者の届出(第22条第1項)

(4) 麻薬及び向精神薬取締法関係

- 麻薬取扱者の業務廃止の届出(第7条第1項)
- 麻薬取扱者の資格喪失の届出(第7条第2項において準用する第7条第1項)
- 麻薬取扱者の死亡又は解散による相続人等の届出(第7条第3項)
- 麻薬取扱者の免許証の返納(第8条)
- 麻薬取扱者の免許証の記載事項変更の届出(第9条第1項)
- 麻薬取扱者の免許証の再交付の申請(第10条第1項)
- 亡失した麻薬取扱者の免許証を発見した場合の返納(第10条第2項)
- 麻薬の輸出許可証明書の届出(第15条)
- 麻薬の輸入許可書の返納(第16条)
- 麻薬の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納(第19条)
- 調剤済麻薬の廃棄の届出(第35条第2項)
- 麻薬営業者等の免許失効時等の所有麻薬の品名及び数量の届出(第36条第1項)
- 麻薬営業者等の免許失効後等の麻薬の譲渡の届出(第36条第3項)
- 死亡又は解散により麻薬営業者等の免許が失効した場合の相続人等の届出(第36条第4項において準用する第36条第1項)
- 向精神薬営業者の業務廃止の届出(第50条の4において準用する第7条第1項)
- 向精神薬営業者の死亡又は解散による相続人等の届出(第50条の4において準用する第7条第3項)
- 向精神薬営業者の免許証の返納(第50条の4において準用する第8条)
- 向精神薬営業者の免許証記載事項の変更の届出(第50条の4において準用する第9条)
- 向精神薬営業者の免許証の再交付の申請(第50条の4において準用する第10条第1項)
- 亡失した向精神薬営業者の免許証を発見した場合の返納(第50条の4において準用する第10条第2項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の研究廃止等の届出(第50条の7において準用する第7条第1項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の死亡又は解散による相続人等の届出(第50条の7に

において準用する第7条第3項)

- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の返納(第50条の7において準用する第8条)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更届出(第50条の7において準用する第9条第1項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請(第50条の7において準用する第10条第1項)
- 亡失した向精神薬試験研究施設設置者の登録証を発見した場合の返納届出(第50条の7において準用する第10条第2項)
- 第1種向精神薬の輸出許可証明書の提出(第50条の9第3項において準用する第15条)
- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出(第50条の9第4項において準用する第15条)
- 第1種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納(第50条の9第3項において準用する第16条)
- 第2種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納(第50条の9第4項において準用する第16条)
- 第3種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納(第50条の9第5項において準用する第16条)
- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出(第50条の10)
- 第1種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納(第50条の12第3項において準用する第19条)
- 第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納(第50条の12第4項において準用する第19条)
- 第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納(第50条の12第5項において準用する第19条)
- 特定第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納(第50条の13第2項において準用する第19条)
- 特定第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納(第50条の13第3項において準用する第19条)
- 特定向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書、輸出許可証明書及び特別輸入許可書の返納(第50条の13第7項)
- 向精神薬営業者が向精神薬取扱責任者を置いたときの届出(第50条の20第4項)
- 麻薬等原料輸入業者等の業務廃止の届出(第50条の28第1項)
- 麻薬等原料輸入業者等の死亡又は解散による相続人等の届出(第50条の28第2項)

(5) 大麻取締法関係

- 大麻取扱者の死亡又は解散による相続人等の届出(第10条第2項)
- 大麻取扱者の登録事項の変更届出(第10条第5項)
- 大麻取扱者の免許証の再交付の申請(第10条第6項)

- 亡失した大麻取扱者の免許証を発見した場合の返納(第10条第7項)

(6) あへん法関係

- けし栽培者のけしがらの譲渡又は譲受の届出(第21条第1項)
- けし栽培者の氏名等の変更の届出(第22条第1項)
- けし栽培者の栽培許可証の再交付の申請(第23条第1項)
- 亡失したけし栽培者の栽培許可証を発見した場合の返納(第23条第3項)
- けし栽培者の死亡又は解散による相続人等の届出(第24条第1項)
- けし栽培者の栽培許可証の返納(第27条)
- けし栽培者の許可失効時等のあへん及びけしがらの数量の届出(第28条第1項)
- けし栽培者の許可失効後等のけしがらの譲渡又は譲受の届出(第28条第4項において準用する第21条第1項)
- 麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出(第41条第1項)
- 麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は譲受の届出(第41条第4項において準用する第21条第1項)
- 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出(第41条第5項において準用する第41条第1項)
- 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は譲受の届出(第41条第5項において準用する第41条第4項)

(7) 覚せい剤取締法関係

- 覚せい剤製造業者の業務の廃止等の届出(第9条第1項)
- 覚せい剤施用機関の病院又は診療所の廃止等の届出(第9条第2項)
- 覚せい剤研究者の研究の廃止の届出(第9条第3項)
- 死亡又は解散の際の覚せい剤製造業者等の業務の廃止等の届出(第9条第4項)
- 覚せい剤製造業者等の指定証の返納(第10条第1項)
- 覚せい剤製造業者等の指定証の提出(第10条第2項)
- 亡失した覚せい剤製造業者等の指定証を発見した場合の返納(第11条第2項)
- 覚せい剤製造業者の氏名等の変更の届出(第12条第1項)
- 覚せい剤施用機関の名称の変更の届出(第12条第2項)
- 覚せい剤研究者の氏名等の変更の届出(第12条第3項)
- 覚せい剤製造業者等の指定失効時の覚せい剤の品名及び数量の報告(第24条第1項)
- 覚せい剤製造業者等の指定失効後の覚せい剤の譲渡及びその報告(第24条第2項)
- 死亡又は解散の際の覚せい剤製造業者等の指定失効時の覚せい剤の品名及び数量の報告並びに指定失効後の覚せい剤の譲渡及びその報告(第24条第4項)
- 覚せい剤製造業者の報告(第29条)
- 覚せい剤輸入業者等の業務の廃止等の届出(第30条の4第1項)

- 覚せい剤原料輸入業者等の死亡又は解散による相続人等の届出(第30条の4第2項)
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定証の返納(第30条の5において準用する第10条第1項)
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定証の提出(第30条の5において準用する第10条第2項)
- 亡失した覚せい剤原料輸入業者等の指定証を発見した場合の返納(第30条の5において準用する第11条第2項)
- 覚せい剤原料輸入業者等の氏名等の変更の届出(第30条の5において準用する第12条第1項)
- 覚せい剤原料取扱者の氏名等の変更の届出(第30条の5において準用する第12条第2項)
- 覚せい剤原料研究者の氏名等の変更の届出(第30条の5において準用する第12条第3項)
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚せい剤原料の品名及び数量の報告(第30条の15第1項)
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定失効後等の覚せい剤原料の譲渡及びその報告(第30条の15第2項)
- 死亡又は解散の際の覚せい剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚せい剤原料の品名及び数量の報告並びに指定失効後等の覚せい剤原料の譲渡及びその報告(第30条の15第4項において準用する第24条第4項)

平成23年3月13日

内閣府（防災担当）
総務省
法務省

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成23年東北地方太平洋沖地震においては
 - ・ 死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であったことに加え
 - ・ 避難者数が膨大であり、その後も余震が続いたことなどから、多くの住民が避難生活を継続している状況にある。
- このように大規模な非常災害である「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令の概要

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。（法第2条）
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長（運転免許証の有効期限の延長等）
特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があ

ることを考慮して、許認可等に係る有効期限を一定程度（平成23年8月31日までの範囲）延長することができること。（法第3条）

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限まで（平成23年6月30日まで）に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないとすること。（法第4条）

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成25年3月10日まで）破産手続開始の決定をすることができないこと。（法第5条）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一九)

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第十九号)(内閣府本府)

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第二条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令参照
条文

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）
（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日ま

で履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

○厚生労働省告示第五十六号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。
 平成二十三年三月十七日
 厚生労働大臣 細川 律夫

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	対象となる特定権利利益
特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者	対象者

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十九号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬製造業者若しくは向精神薬輸入業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
薬事法（昭和二十五年法律第百四十五号）第四十一条の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定	特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者
薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録の申請をする者

<p>業事法第三十九條第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸貨業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>
<p>業事法第四十條の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>業事法第二十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に店舗を有する者</p>
<p>業事法第二十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内において業務を行う者</p>
<p>戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受け権利の裁定の請求</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二條の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五條第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一條第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十二條の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十六條第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十八條第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護老人福祉施設</p>
<p>介護保険法第四十八條第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護療養型医療施設</p>
<p>介護保険法第五十三條第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十四條の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十八條第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>

<p>介護保険法第六十九條の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法第九十四條第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者</p>
<p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三條第二項の規定に基づく衛生検査技師の免許</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九條第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法第五十二條第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害者の方々の特定権利利益の保全等について

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条に基づく
厚生労働省告示第 56 号 (平成 23 年 3 月 17 日公布))

1 概要

- 厚生労働省では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づいて告示を制定しました。今回の告示は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害者の方々の特定権利利益（厚生労働省関係）の満了日を平成 23 年 8 月 31 日まで延長するものです。
- 対象となる特定権利利益（今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日（平成 23 年 3 月 11 日）以降に期限の到来するもの）とその概要は、下記一覧表のとおりですので、お知らせいたします。

2 一覧表

(※概要中の特定被災区域とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。）を指します。)

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
1	保険医療機関又は保険薬局の指定期間の延長	平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 8 月 30 日までの間に有効期間が満了する保険医療機関と保険薬局の指定について、特定被災区域内に保健医療機関又は保険薬局を有する者については、その有効期間を延長する。	保険局医療課 内線：3288 直通：3595-2577

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
2	有料職業紹介事業の許可期間の延長	平成23年4月10日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する有料職業紹介事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※) 許可更新の申請の期限が、30日前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
3	無料職業紹介事業の許可期間の延長	平成23年4月10日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する無料職業紹介事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※) 許可更新の申請の期限が、30日前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
4	養育里親名簿への登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する養育里親名簿への登録について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 内線：7883 直通：3595-2504
5	障害児施設給付費の支給期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する指定障害児施設等を利用する場合の障害児施設給付費の支給について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部障害福祉課 内線：3148 直通：3595-2528
6	総合衛生管理製造過程の承認の更新期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する総合衛生管理製造過程の承認について、特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者については、その有効期間を延長する。	食品安全部監視安全課 内線：2451 直通：3595-2326

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
7	飲食店営業等の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する飲食店営業等の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	食品安全部監視安全課 内線：2451 直通：3595-2326
8	旅館業の許可を受けた地位の承継の申請期限の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に期限となる旅館業の営業許可の地位の承継（死亡の場合）について、特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者については、その申請期限を延長する。	健康局生活衛生課 内線：2414 直通：3595-2301
9	精神障害者保健福祉手帳の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する精神障害者保健福祉手帳について、特定被災区域内の申請者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部精神・障害保健課 内線：3065 直通：3595-2307
10	毒物劇物営業の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録について、特定被災区域内に製造所等を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局化学物質安全対策室 内線：2426 直通：3595-2298
11	向精神薬輸入業者等の免許期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する向精神薬輸入業者、向精神薬小売業者等の免許について、特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局監視指導・麻薬対策課 内線：2778 直通：3595-2436
12	薬局開設許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する薬局の開設の許可について、特定被災区域内に薬局を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局総務課 内線：2712 直通：3595-2377

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
13	医薬品、医療機器等の製造業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造業の許可について、特定被災区域内に製造所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局審査管理課 内線：2734、2739 直通：3595-2431 同・医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
14	医薬品、医療機器等の製造販売業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造販売業の許可について、特定被災区域内に事務所等を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局安全対策課 内線：2748、2794 直通：3595-2435
15	医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定について、特定被災区域内の者が外国製造業者の認定の申請を行う場合においては、その有効期間を延長する。	医薬食品局審査管理課 内線：2734、2739 直通：3595-2431 同・医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
16	指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録について、特定被災区域内の登録認証機関の登録の申請を行う者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
17	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業等の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業及び賃貸業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
18	医療機器の修理業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医療機器の修理業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
19	医薬品の販売業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品の販売業の許可について、特定被災区域内に店舗を有する者及び特定被災区域内の販売業を行う者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局総務課 内線：4212 直通：3595-2377
20	戦没者の父母等に対する特別給付金を受ける権利の裁定の請求期限の延長	戦没者の父母等に対して支給する特別給付金について、特定被災区域内に居住地を有する者については、平成23年4月18日までとなっている請求期限を延長する。	社会・援護局（援護）援護課 内線：3427 直通：3595-2457

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
2 1	登録建築物清掃業者等の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する登録建築物清掃業者等の登録期間について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	健康局生活衛生課 内線：2432 直通：3595-2301
2 2	一般労働者派遣事業の許可期間の延長	平成23年6月11日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する一般労働者派遣事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※) 許可更新の申請の期限が、3か月前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
2 3	中国残留邦人等に対する自立支度金支給の申請期限の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に申請期間が満了する中国残留邦人等が永住帰国した場合に生活基盤の確立に資するため支給される自立支度金について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その申請期間を延長する。	社会・援護局(援護)・援護企画課中国孤児等対策室 内線：3495 直通：3595-2456
2 4	指定居宅サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
2 5	指定地域密着型サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
26	指定居宅介護支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅介護支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
27	指定介護老人福祉施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護老人福祉施設の指定について、特定被災区域内の介護老人福祉施設については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888
28	指定介護療養型医療施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護療養型医療施設の指定について、特定被災区域内の介護療養型医療施設については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
29	指定介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
30	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
3 1	指定介護予防支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
3 2	介護支援専門員の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護支援専門員証の有効期間について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
3 3	介護老人保健施設の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護老人保健施設の許可について、特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
3 4	衛生検査技師免許の申請期間の延長	特定被災区域内に居住地を有する衛生検査技師の免許を受けることができる者については、平成23年3月30日までとなっている免許の申請期限を延長する。	医政局医事課試験免許室 内線：2566 直通：3595-2204
3 5	障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給決定の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する障害福祉サービス等を利用する場合の介護給付費等の支給決定について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部障害福祉課 内線：3148 直通：3595-2528
3 6	自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する自立支援医療費の支給認定について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部精神・障害保 内線：3057 直通：3595-2307

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省健康局長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が別添1のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2参照）の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被害者について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から施行された。

健康局所管の法令に係る主な点は、下記のとおりであるので、ご了知の上、適切な対応方よろしくご配慮願いたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長等について

健康局所管の法令に係るもので、告示により平成23年8月31日まで有効期間等の満了日を延長した許可等は、以下のものであること。(法第3条及び告示関係)

- ① 相続による旅館業の許可の地位の承継に係る申請(旅館業法第3条の3関係)
特定被災区域(平成23年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)をいう。以下同じ。)内において経営される旅館業を承継する者に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。)
- ② 登録建築物清掃業等の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2関係)
特定被災区域内に営業所を有する者に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

法令に基づき、平成23年3月11日(特定非常災害発生日)から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務(例:届出、報告、免許証の返納等)が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が、平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われないものであること。(法第4条関係)

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置

の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

◎特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

〔平成八年六月十四日 法律第八十五号〕

平成九年 五月 九日号外法律第五〇号「東京市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則八項による改正」
平成一二年 二月二日号外法律第一六〇号「中央省庁等改革関係法律第九八条による改正」
平成一四年 七月二日号外法律第八五号「建築基準法等の一部を改正する法律附則一六条による改正」
平成一六年 六月 二日号外法律第六七号「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築法等の一部を改正する法律附則二二条による改正」
平成一六年 六月 二日号外法律第六七号「建築物の安全性の確保等を図るための建築法等の一部を改正する法律附則一〇条による改正」
平成二〇年 五月三十一日号外法律第九〇号「地域における防災機能の確保等に関する法律附則二二条による改正」

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び景観法(平成十六年法律第百十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るため、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合においては、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七十三条若しくは第五十八、五十九、六十条(官内庁法)昭和二十二年法律第七十号、第十八条第一項において準用する場合を含む。若しくは内閣府設置法(昭和二十三年法律第百一十二号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七十五条若しくは第五十八、五十九、六十条若しくは官内庁法第八十条第五項若しくは内閣府設置法第十四条第一項の告示(以下「法令」という。)(一)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、官内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに内閣府設置法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)(二)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は内閣府設置法第三条第二項に規定する職員の場合に於ては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、

当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならぬ。当該指定の後、新たにその他の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七十三条若しくは第五十八、五十九、六十条(官内庁法)昭和二十二年法律第七十号、第十八条第一項において準用する場合を含む。若しくは内閣府設置法(昭和二十三年法律第百一十二号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七十五条若しくは第五十八、五十九、六十条若しくは官内庁法第八十条第五項若しくは内閣府設置法第十四条第一項の告示(以下「法令」という。)(一)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、官内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに内閣府設置法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)(二)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は内閣府設置法第三条第二項に規定する職員の場合に於ては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、

災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要と認められる措置を、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)(を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をこの法律で定める。

1 法令に基づき行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)(により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)(に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第二号の行政庁又は同項第三号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)(は、特定非常災害の被害者で

あつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定し、その満了日を延長するものとする。

4 延長期日と定められた後、第二項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に基づき、特定権利利益の根拠となる法令の条項(以下「法令」)で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をこの法律で定める。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他を理由とする事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めをこの法律が定める。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)(であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(以下「責任」という。)(を免責するものとする。以下「責任」という。)(を免責するものとする。

1 免責期限(以下「免責期日」という。)(を定めなければならない。

2 免責期日と定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについては、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項(以下「法令」)で、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合において準用する。

4 前二項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他を理由とする事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めをこの法律が定める。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を返済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものとする。

して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

見出し 一三項 一部改正「平成十六年六月法律七十六号」五項 全部改正「平成十八年六月法律五〇号」

〔民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置〕

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事

上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

〔建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置〕

第七条 建築基準法第二十五条の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があるとき、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときは、同様とする。

本条 一部改正「平成九年五月法律五〇号」一四
年七月八号 一六年六月七号 一八年六月九

一三、一〇年五月四〇号）……

〔景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置〕

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があるとき、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときは、同様とする。

本条 追加「平成十六年六月法律一三」

附則「抄」

〔施行期日等〕

一 この法律は、公布の日から起算して、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成十七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成十八年四月一日以後に発生した災害

附則「平成九年五月九日法律五〇号抄」

〔施行期日〕

一 この法律は、密着市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の施行の日（平成九年一月八日）から施行する。

○中央省庁等改革関係法（平成十一年三月二二日法律第六〇号抄）

〔処分、申請等に関する経過措置〕

第一千三百〇条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対して行われている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日以前にその手続がなされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項に基づいてその手続がなされていないものとみなし、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

〔政令への委任〕

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百〇一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則「平成十一年二月二日法律第一六〇号抄」

〔施行期日〕

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第一千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附則「平成十四年七月二日法律第八十号抄」

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔施行期日〕

〔抄〕

附則「平成十七年五月政令一九一号により、平成一七、一六」から施行」

附則「平成十六年六月二日法律第七十六号抄」

〔施行期日〕

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。（）の施行の日

〔平成十七年一月一日〕から施行する。〔後略〕

〔政令への委任〕

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則「平成十六年六月二日法律第一二二号抄」

〔施行期日〕

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第一百

一三、一〇年五月四〇号）……

〔景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置〕

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があるとき、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときは、同様とする。

本条 追加「平成十六年六月法律一三」

附則「抄」

〔施行期日等〕

一 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成十七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成十八年四月一日以後に発生した災害

附則「平成九年五月九日法律五〇号抄」

号)の施行の日から施行する。ただし、[中略]第十七条[中略]並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、震災法附則ただし書に規定する日[平成一七年六月一日]から施行する。

(政令)の委任

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律[平成一八年六月二日法律第五〇号抄]

(政令)の委任

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則[平成一八年六月二日法律第五〇号抄]

(施行期日)

一 この法律は、一般社団法人・財団法人法[一般社団法人及び一般財団法人に關する法律]平成一八年六月法律第四八号]の施行の日[平成二〇年二月一日]から施行する。〔後略〕

附則[平成一八年六月二日法律第九二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

[平成一九年三月政令四八号]により、平成一九・六・二〇から施行]

附則[平成二〇年五月十三日法律第四〇号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二〇年十月政令三三六号]により、平成二〇・一・一・四から施行]

◎被災者生活再建支援法

[平成十年五月二十二日] 法律第六十六号

沿革

平成一年一月二日(三)号外法律第一六〇号 [中央省庁等改革関係法施行法二〇〇条]による改正]

平成一六年 三月二二日号外法律第一三三号 [第一次改正]

平成一八年六月二日号外法律第五〇号 [一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一六六条]による改正]

平成一九年十一月二六日号外法律第一一四号 [第二次改正]

被災者生活再建支援法をここに公布する。

被災者生活再建支援法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 被災者生活再建支援金の支給(第三条 第五条)

第三章 被災者生活再建支援法人(第六条 第十七条)

第四章 国の補助等(第十八条 第二十条)

第五章 雑則(第二十一条 第二十五条)

第六章 罰則(第二十三条 第二十五条)

附則

第一章 総則

(目次)

○厚生労働省告示第五十六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。

平成二十三年三月十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

対象となる特定権利利益	対象者
<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者</p>
<p>職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに</p>

<p>職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可</p>	<p>当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録</p>	<p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者</p>
<p>食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>

<p>旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者</p>
<p>麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者</p>
<p>薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四条第一項の規定に基</p>	<p>特定被災区域内に薬局を</p>

<p>づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）</p>	<p>有する者</p>
<p>薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事務所を有する者</p>
<p>薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に製造所を有する者</p>
<p>薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定</p>	<p>特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者</p>
<p>薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者</p>
<p>薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>

<p>る営業所に係るものに限る。)</p>	
<p>薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。))の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。)</p>	<p>特定被災区域内に店舗を有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業に限る。))の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)</p>	<p>特定被災区域内において業務を行う者</p>
<p>戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四条に規定する特別給付金を受ける権利の裁定の請求</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整</p>	<p>特定被災区域内に主たる</p>

<p>備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可</p>	<p>事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福</p>	<p>特定被災区域内の介護老</p>

<p>福祉施設の指定</p>	<p>人福祉施設</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護療養型医療施設</p>
<p>介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者</p>
<p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>特定被災区域内に居住地</p>

<p>(平成十七年法律第三十九号) 附則第三条第二項の規定に基づく衛生検査技師の免許</p>	<p>を有する者</p>
<p>障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>